第3回会合におけるプレゼンテーションに対する追加質問等について (ソフトバンク株式会社)

平成18年2月22日

「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」第3回追加質問一覧表

■ソフトバンク(株)

質問	回 答	
1. 「ユニバーサル回線会社」について		
1)ソフトバンクは「ユニバーサル回線会社」の創設とそれによる広域的な光化	〇「ユニバーサル回線会社」は以下の設備を保有するものと考えます。	
を提唱されていますが、この会社は、現在、NTT東西が保有する固定通信	① 端末系伝送路設備に付随する局舎内設備(MDF/CTF等)	
網のボトルネック設備も切り離して保有するという主張であると理解してよろ	② 線路設備(ケーブル、管路、とう道、電柱等)	
しいでしょうか。		
2)上記の理解で良いとした場合、光化の新規投資及びその長期的なメンテナ	〇 以下の理由により、光ファイバ設備の接続料の低廉化が可能と考えます。	
ンスコストを含めて接続料が低下するとする具体的な根拠をご教示くださ	① <u>敷設コスト・メンテナンスコストがメタルケーブルより安い</u>	
l,	② 全世帯へ計画的に、メタルケーブルから光ケーブルへ置き換える	
	(a) 稼働率(回線利用率)が大幅に上がる	
	(b) 工事効率が上がる	
	(c) 一括発注によるコスト削減が可能	
	※ 詳細は、別紙2をご参照ください。	
3)上記の「ユニバーサル回線会社」は、現行のユニバーサルサービス維持の	〇「ユニバーサル回線会社」は、全世帯への光アクセス回線の提供義務を負う	
義務も負うと理解して良いでしょうか。	ものと考えております。	
4) 光ファイバの回線利用料金が月額 690 円で可能であるとする計算の具体的	〇 別紙2をご参照ください。	
な根拠をお示しください。		
5)既に FTTH の設備競争が一定程度進展している地域や、一部の辺地など	○ 原則としては、「ユニバーサル回線会社」は、 <u>全国で提供すべき</u> と考えます。	
政策支援によって加入者系光ファイバを敷設済みの地域において、「ユニバ	<理由>	
ーサル回線会社」はどのような役割を果たすと想定しておられるでしょうか。	(a) <u>設備ベースでの競争は進んでいない</u>	
例えば、「ユニバーサル回線会社」をき線点 RT までの光化が未完了の地	* FTTH の設備ベースでのシェアは NTT 東西が推計 75%	
域、あるいは未だに FTTH が提供されていない地域に限定した会社として構	(総務省「平成 16 年度電気通信事業分野における競争状況の評価」F	

想することは選択肢としてあり得ないのでしょうか。 6)ソフトバンクが主張されるように、NTT 東西の指定設備管理部門の資本分	TTHの契約回線数の推移(P.321)より推計) (b) 収容効率を上げることにより、接続料の低廉化が可能 ※ 既設設備(他事業者・政策支援によるもの)の扱いについては、買い取り・現物出資を含め、別途検討 ① IT新改革戦略においてかかげられた、
離を行うとなると、電気通信事業法やNTT法の大幅な改正が必要となり、また、私有財産権を巡る問題に発展する可能性もあるなど、相当の時間を要することが考えられます。この点について、ソフトバンクとしてのお考えをお示しください。	 (a) デジタル・ディバイドの解消 (b) ユビキタス化の推進という政策目標を達成するためは、中途半端な施策ではなく、根本的な解決が必要と考えます。 ②「ユニバーサル回線会社」の設立は、そのために真に必要な施策と考えます。(詳細は別紙1 P.7 をご参照ください) ③ 以上の観点から、政府におかれましては、多大なるお力添えをいただきたいと考えます。
7)「ユニバーサル回線会社」は、ボトルネック設備を切り出したものであって、 仮にこうした会社を設立したとしても、アクセス回線市場のボトルネック性に は何ら変更がないと考えられます。その場合、新会社の設立があったとして も、依然として網開放義務やドミナント規制が適用されるとするならば、現在 の NTT 東西が地域通信網を保有している状況と実質的に違いがないので はないでしょうか。	 設備にボトルネック性があることが問題ではなく、ボトルネック設備の公正な利用ができないことが問題と考えております。 現状は、NTT東西がエンドユーザーサービスも行っていることから、他事業者との利益相反による、設備利用に関する不公正が発生しております。 ※ 2月1日補足説明資料 および 参考資料参照 弊社提案は以下のとおりであり、現状とは異なるものと考えます。 (a) 卸業務に限定 (b) エンドユーザー向け通信事業者に公平に設備を提供 → エンドユーザー向け通信事業者間の競争が促進 高品質な通信サービスの安定的供給

SoftBank

別紙1

IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会 ご質問に対する回答

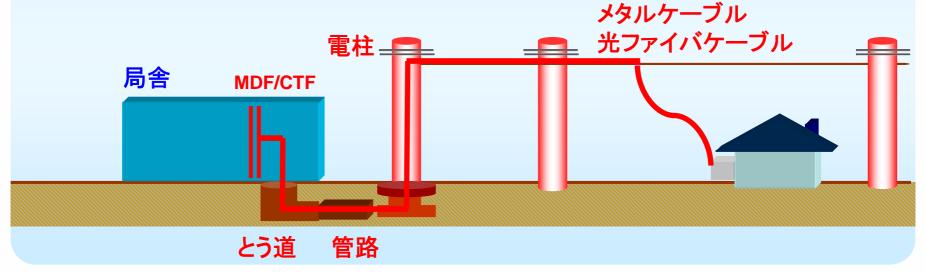
平成18年2月22日 ソフトバンク株式会社



ソフトバンクは「ユニバーサル回線会社」の創設とそれによる広域的な光化を提唱されていますが、この会社は、現在、NTT東西が保有する固定通信網のボトルネック設備も切り離して保有するという主張であると理解してよろしいでしょうか。

「ユニバーサル回線会社」は以下の赤で示す設備を保有するものと考えます。

- ① 端末系伝送路設備に付随する局舎内設備(MDF/CTF等)
- ② 線路設備(ケーブル、管路、とう道、電柱等)



上記の理解で良いとした場合、<u>光化の新規投資及びその長期的なメンテナンスコストを</u> <u>含めて接続料が低下するとする具体的な根拠</u>をご教示ください。

- 〇 以下の理由により、光ファイバ設備の接続料の低廉化が可能と考えます。
 - ① 敷設コスト・メンテナンスコストがメタルケーブルより安い。
 - ② 全世帯へ計画的に、メタルケーブルから光ケーブルへ置き換える
 - (a) <u>稼働率(回線利用率)が大幅に上がる</u>
 - (b) 工事効率が上がる
 - (c) 一括発注によるコスト削減が可能
- ※ 詳細は、別紙2をご参照ください。

上記の「ユニバーサル回線会社」は、<u>現行のユニバーサルサービス維持の義務も負うと</u> <u>理解</u>して良いでしょうか。

〇 「ユニバーサル回線会社」は、全世帯への光アクセス回線の提供義務を 負うものと考えております。

<u>光ファイバの回線利用料金が月額690円で可能であるとする計算の具体的な根拠</u>をお 示しください。

〇 別紙2をご参照ください。

既にFTTHの設備競争が一定程度進展している地域や、一部の辺地など政策支援によって加入者系光ファイバを敷設済みの地域において、「ユニバーサル回線会社」はどのような役割を果たすと想定しておられるでしょうか。例えば、「ユニバーサル回線会社」をき線点RTまでの光化が未完了の地域、あるいは未だにFTTHが提供されていない地域に限定した会社として構想することは選択肢としてあり得ないのでしょうか。

- 〇原則としては、「ユニバーサル回線会社」は、全国で提供すべきと考えます。 〈理由〉
 - (a) <u>設備ベースでの競争は進んでいない</u>
 - * FTTHの回線設備ベースでのシェアはNTT東西が推計75%

(総務省「平成16 年度電気通信事業分野における競争状況の評価」FTTHの契約回線数の推移(P.321)より推計)

- (b) <u>回線利用率を上げることにより、接続料の低廉化が可能</u>
- ※ 既設設備(他事業者・政策支援によるもの)の扱いについては、買い取り・ 現物出資を含め、別途検討

ソフトバンクが主張されるように、NTT東西の指定設備管理部門の資本分離を行うとなると、<u>電気通信事業法やNTT法の大幅な改正が必要</u>となり、また、<u>私有財産権を巡る</u>問題に発展する可能性もあるなど、<u>相当の時間を要する</u>ことが考えられます。この点について、ソフトバンクとしてのお考えをお示しください。

- ① IT新改革戦略においてかかげられた、
 - (a) デジタル・ディバイドの解消
 - (b) ユビキタス化の推進 という政策目標を達成するためは、中途半端な施策ではなく、<u>根本的な解</u> 決が必要と考えます。
- ②「ユニバーサル回線会社」の設立は、そのために<u>真に必要な施策</u>と考えます。(詳細は次項参照)
- ③ 以上の観点から、政府におかれましては、多大なるお力添えをいただきたいと考えます。

なぜ「ユニバーサル回線会社」が必要か?

平等な情報アクセスは、国民の基本的権利(情報アクセス権)



過疎地の切り捨てはあってはならない

【情報アクセス権】国民の、情報への平等なアクセス確保

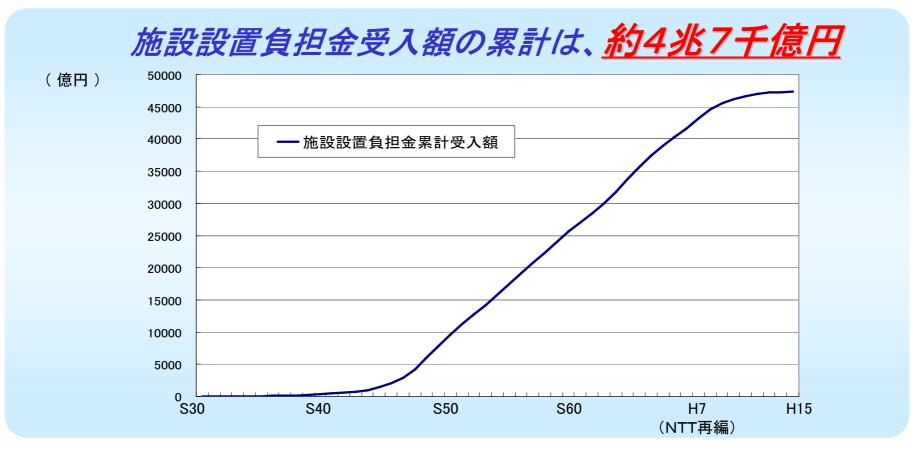
- a) 憲法第25条 【生存権及び国民生活の進歩向上に努める国の義務】 『すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。』
- b) 憲法第26条 【教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償】 『すべて国民は、~ ひとしく教育を受ける権利を有する。』
- c) (国際条約)児童の権利に関する条約第17条【多様な情報源からの情報及び資料の利用】

『児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料 ~を利用することができることを確保』



加入者線設備は誰のものか?

加入者線設備は、施設設置負担金・電信電話債券によって作られた国民の共有財産

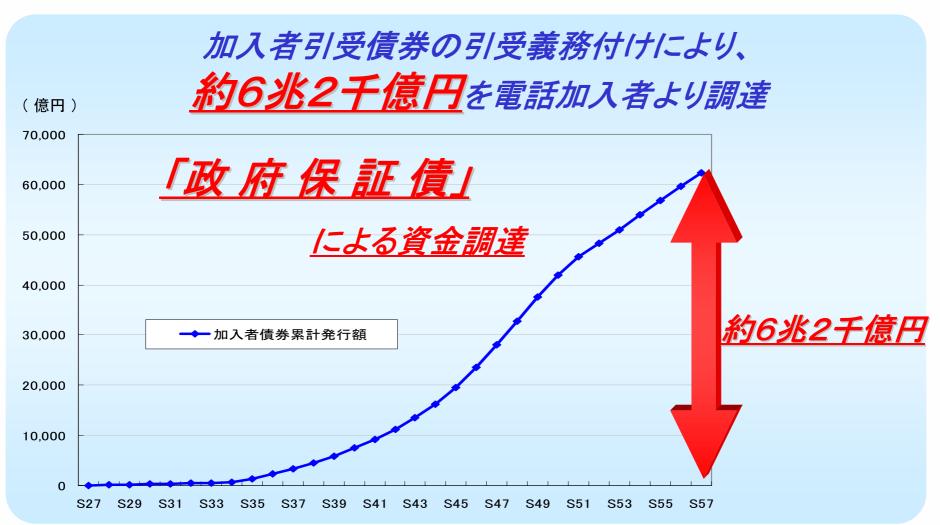


【出典】 NTT東西, "施設設置負担金についてのご説明"(2004年11月5日)をもとに、ソフトバンク株式会社作成



加入者線設備は誰のものか?

電信電話債券発行額の推移



【出典】 "加入者債券の記録" (2004年11月5日、一二三書房発行)をもとに、ソフトバンク株式会社作成

「ユニバーサル回線会社」は、ボトルネック設備を切り出したものであって、仮にこうした会社を設立したとしても、アクセス回線市場のボトルネック性には何ら変更がないと考えられます。その場合、新会社の設立があったとしても、依然として網開放義務やドミナント規制が適用されるとするならば、現在のNTT東西が地域通信網を保有している状況と実質的に違いがないのではないでしょうか。

- ① 設備にボトルネック性があることが問題ではなく、ボトルネック設備の公正な利用 ができないことが問題と考えております。
- ② 現状は、NTT東西がエンドユーザーサービスも行っていることから、他事業者との 利益相反による、<u>設備利用に関する不公正が発生</u>しております。
 - ※ 2/1補足説明資料 および 参考資料参照
- ③ 弊社提案は以下のとおりであり、現状とは異なるものと考えます。
 - (a) <u>卸業務に限定</u>
 - (b) <u>エンドユーザー向け通信事業者に公平に設備を提供</u>



・エンドューザー向け通信事業者間の競争が促進 ・6000万加入への高品質な通信サービスの安定的供給

(補足)研究開発について

NTTの研究開発は成功してきたか?

- ① 日本独自仕様により、国内メーカーの海外での競争力は弱体
- ② 革新的技術は海外からの流入



別のやり方が必要

- ① 応用技術 → メーカーを主体とした競争的な研究開発
- ② 基礎技術 → 大学等との連携による研究



透明性を確保しつつ、研究開発能力の向上が可能



別紙2

IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会 ご質問に対する回答

(質問4回答 ユニバーサル回線会社試算根拠)

平成18年2月22日 ソフトバンク株式会社



ユニバーサル回線会社回線単価試算条件

	項 目	詳細
1.	光ファイバ整備投資額	6兆円
2.	光ファイバ減価償却期間	20年
3.	光アクセス回線数	6000万回線
		(メタル回線契約数と同規模)
4.	政府保証債	償還20年/年利2%/元利均等償還
		支払金利合計額 : 1.34兆円
5.	光ファイバ敷設ペース	5年間で整備終了
6.	利用回線数	5年目に6,000万回線の利用
7.	事業運営費	年額 818億円
	(保守費及び道路占用料)	



回線単価試算概要/結果

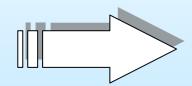
1. 前提条件に基づき、以下を算出

① 収入:回線単価 × 利用回線数

② 費用: 減価償却費 + 事業運営費

※事業運営費 = 保守費 + 道路占用料

- 2. 前提条件及び前項に基づき、 営業利益/EBITDA/キャッシュフローを算出
- 3. 20年経過時に元本/金利が完済となる回線月額単価を算出



<u>結果:回線単価 690円/月</u> (20年経過後は、250円/月も可能)

6,000万回線光化整備コスト試算前提条件

(1) 前提条件

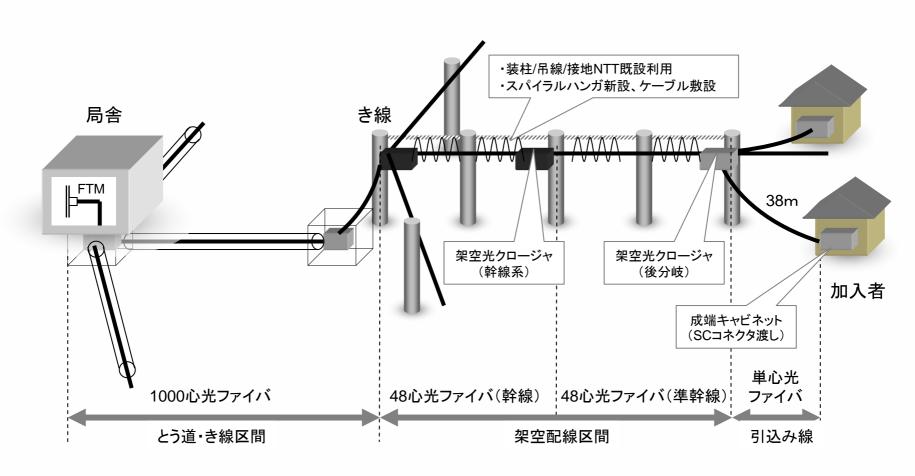
- ① 6,000万加入へ各1心の光ファイバ引き込み
- ② 局舎~き線点は地下管路、き線点以降は架空にて整備
- ③ とう道/管路/電柱等の構築物に関しては、NTT既存設備を使用

(2) コスト算出の考え方

- ① 加入者回線を、局舎~き線点、き線点以降電柱間光回線、及び引込み線の3区間に区分し、各区間について光ケーブル長を算出
- ② 各区間ごとに、ケーブル長/電柱本数等に比例して発生する部材費及び工事費を積上げてコストを算出



光ファイバ全国敷設構成図



6,000万回線光化投資コスト積上試算結果

ユニバーサル回線会社の必要投資コスト試算結果は、以下の通り

		設備構築コスト	既設分買取 (簿価)
① 光線路設備(局舎~き線点)		1.67兆円	
② 光線路設備(き線点以降架空部分)		1.24兆円	
③ 光線路設備(引込み線)		0.87兆円	
NTT	④ 光線路設備		0.39兆円
既設設備	⑤ その他設備(管路・とう道等)		1.58兆円
	⑥ メタル線路設備		0.95兆円
小計		(①+②+③) 3.77兆円	(④+⑤+⑥) 2.92兆円
⑦ NTT既設光線路設備の控除(取得価額)		−0.71兆円 ^{※3}	



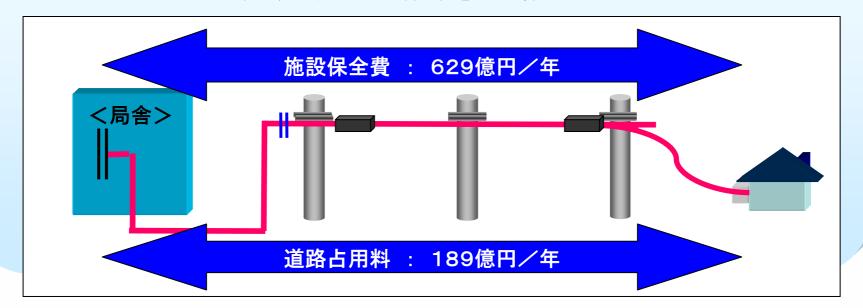
総投資コスト: 6兆円

- ※1 ①~③は、ソフトバンク株式会社による試算値。④~⑦は、平成16年度接続会計をもとに算定。
- ※2 ④~⑥は、NTT東西既設の端末系伝送路設備を、簿価にて取得するもの。
- ※3 ⑦は、全国整備を前提とした①~③との二重投資を避けるため、NTT東西既設光線路設備(④)を取得・利用し、それに見合う設備構築コストを削減。(0.71兆円 = 0.39兆円 + 減価償却費累計額)



事業運営費試算結果

- 事業運営費 = 保守費 + 道路占用料
 - = (光ケーブル保守費*1 + 管路保守費*2)
 - + (電柱道路占用料※3 + 管路道路占用料※4)
 - = 629億円/年 + 189億円/年
 - **=** 818億円/年
 - ※1 光ケーブル条長及び引き込み回線数に、対応する保守費単価を乗じて算出
 - ※2 管路長に、対応する保守費単価を乗じて算出
 - ※3 電柱本数に、道路占用料単価を乗じて算出
 - ※4 管路長に、道路占用料単価を乗じて算出





参考資料

当社サービス提供にあたり問題となる、 NTT東西の事例 (追加事例)

平成18年2月22日 ソフトバンク株式会社

お客様を不安にするNTTからのレター(サンプル)

重要

利用休止のお知らせ

平素は、弊社の各種サービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。 さて、この度、お申し込みいただきました「利用休止」(電話のお取り外し又は利用休止期間 の更新)につきまして、手続が完了いたしましたので、「お知らせ」を送付させていただきます。 内容を確認のうえ、ご不明な点がございましたら、表面お問い合わせ先へお申し付けください。

休止番号	取扱所名	コード番号
ご契約者名		
ご 住 所		
旧電話番号	旧電話種類	
休止工事日	休止満了日	
旧設置場所		
ご連絡先		

この「利用休止のお知らせ」は、再度お取付けをされる際に必要となりますのでくご案内>を確認のうえ、大切に保管願います。 ※本票は、有価証券ではありません。

〈ご案内〉

【再取付時の電話番号】

再取付時には電話番号が変わります。

但し、今までお使いの電話番号のまま、NTT西日本から他の電話会社へ変更された場合で、再度NTT西日本へ変更しご利用されるときは、原則、電話番号は変わりません。 【利用休止後の基本料金】

電話の取り外しご希望日から再取付の前日までの間の基本料金は無料となります。

[利用休止の期間]

利用休止のお取扱い期間は5年間です。

【利用休止期間が5年間を経過した場合の取扱い等】

5年単位で利用休止期間を更新できます。

なお、利用休止期間5年を経過しても利用休止の継続又は再取付のお申し出がない場合は、更に5年間を経過した時点でこの電話の契約は解除されたものとして取り扱わせていただきます。

【住所変更等の手続き】

利用休止期間中に住所、連絡先等を変更された場合は、表面お問い合わせ先へご連絡いただきますようお願い申し上げます。

【再取付の手続き】

再取付の際は、表面お問い合わせ先へお電話でお申し付けいただきますようお願い申し上げます。

【工事費】

取り外し又は再取付の工事を行う場合は、所定の工事費が必要です。

その他

利用休止後に、それまでご利用いただいていた料金を1~2回請求させていただく場合がありますので、ご了承願います。

なお、口座振讐をご利用のお客さまが、最後の振讐までに口座の解約をされた場合は、請求書によりお支払いいただくことになります。

■利用休止期間について

「お取扱い期間は5年間です。」

⇒ 5年間単位の休止手続が必要となるが、その手続方法が不明瞭。法人顧客にとっては、資産計上されている電話加入権が消滅するのではないかとの不安が生じる。

■電話番号について

「再取付時には電話番号がかわります。」

⇒ 番号ポータビリティ有りの顧客が9割以上ある 中で、このケースが例外的な表現となっている ため誤解を生じる可能性がある。

※NTTがお客様に出した資料

ドライカッパー利用時の懸念事項

	社 内 作 業	懸 念 内 容
導入時	☆回線調査&利用サービス調査 ①回線の洗い出し(ダイヤルイン追加番号含む) ②回線種別の調査(アナロク・INS・着専) ③ダイヤル種別の調査(DP/PB) ④代表回線調査(順番も調査要) ⑤利用サービス調査(ダイヤルイン・転送電話・・) ⑥利用端末の調査(電話・Fax・銀行端末)	本当に全ての回線調査 サービス調査ができるの? 誰が知っているか?調査方法は? 発信できない!着信されない! 利用していたサービスが利用できない! 代表番号が通知されない!
	回線を新規に増設したい。	期日までにドライカッパーを開通できるの? NTT回線で一時しのぎ? 事務所からNTTに連絡がとれない! ドライカッパーとNTT回線は代表が組めない!
運用時	事務所が移転。 回線も移転手続きをしなくては・・・	ドライカッパーが準備できない! NTTに連絡がとれない!
	得意先が新興のIP電話を導入した。	得意先との連絡がつかない!
	NTTと同様のサービスを利用したい。	操作方法も全く同じなの?
危機管理	災害が発生した! 至急電話回線を早急に復旧しなくては!	公衆電話からJTの故障受付けにつながらない。 スムーズに修理されるの?



NTT東西の工事ミス事例

NTT東西がお客様サービスと卸サービスの両方を提供していることにより問題が発生

く接続事業者の直収電話サービスの発注フローのイメージ図> 接続事業者へお客様発注 接続事業者がNTTへ工事依頼 NTTによる工事の実施 NTTの工事ミス 工事終了 =お客様から見れば接続事業者のミス キャンセル発生(NTTの利益) サービス提供

お客様回線をおとくラインに切替える際のNTT東西の工事ミス事例

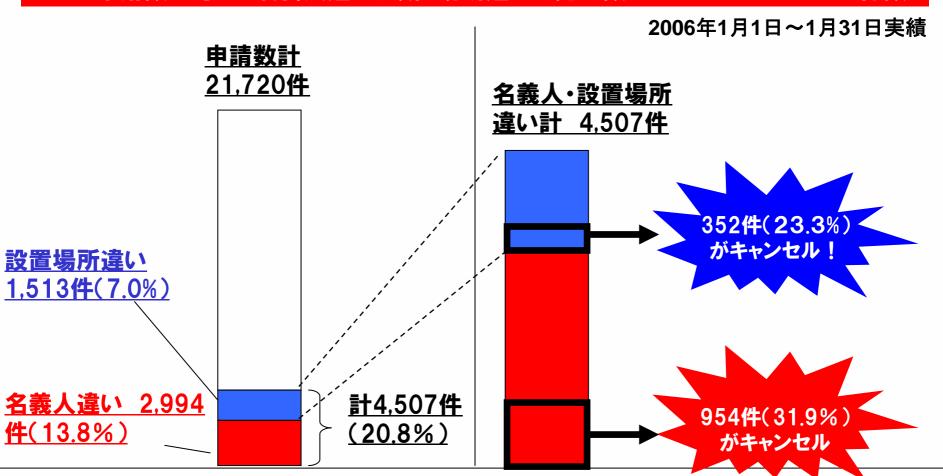
(1)本来NTTはJTからの工事開始依頼連絡を待って切替工事に着手すべきところ、 JTからの工事開始依頼連絡を待たずに切替工事を実施 【結果】切替予定時間前に回線断が発生、お客様通信に支障を与えた。

(2006年2月上旬、中国地区)

- (2)本来NTTはJTからの工事開始依頼連絡を待ってジャンパ線の切替と番号ポータビリティの設定を同時期に行うべきところ、
 - ①JTからの工事開始依頼連絡を待たずに番号ポータビリティの設定のみを実施 【結果】切替予定時間以前に回線断が発生、お客様回線を1時間以上切断した。 (2006年2月上旬、関東地区/2006年2月中旬、中部地区)
 - ②他のNTT内の作業との競合から番号ポータビリティの設定が行われなかった。 【結果】お客様回線を1時間以上切断した。 (2006年2月上旬、九州地区)
 - ③JTからの工事開始依頼連絡を待たずにジャンパ線の切替のみを実施 【結果】切替予定時間以前に回線断が発生し、お客様回線を7時間以上切断した。 (2006年2月中旬、関東地区)

NTT申請名義人違い・設置場所違いの現状

NTT申請数に対する名義人違い、設置場所違いの発生数およびキャンセルに至る件数



NTT名義人・設置場所違いのうち、約3割がサービス提供前にキャンセルに至る。



法人名義人違い よくあるケース



力ナ法人格抜け・・・・カブシキガイシャ、ユウゲンガイシャのカナが抜けていたケース 別名・・・・ 違う法人名だったケース 別名(会社名)・・・・ 個人名で申請したが実際には法人名だったケース

上記不一致で全体の約8割を占めています。



みなし法人申込書

別名(親族)・・・・ 祖父母、父母、夫婦などの名義だったケース 別名(個人名)・・・・ 法人名で申請したが実際には個人名だったケース

上記不一致で全体の約9割を占めています。



NTT名義人違いの実例

	カテゴリ	不一致名義人	OK名義人
法人		〇〇〇エンジニアリング 〇〇〇ホーム カブシキガイシャ〇〇〇プロダクツ	カブシキガイシャ〇〇〇エンジニアリング 〇〇〇ホームカブシキガイシャ カ)〇〇〇プロダクツカンパニー 山内 〇〇
みなし法人	別名(親族)	△○△ カツヒコ ○△○ タカユキ	△○△ シゲオ ○△○ タカシ



Bフレッツの光引込線工事について

Bフレッツ利用者宅の引込み線には、設置が義務付けられているPOIボックスが設置されていない ケースが存在する。

非対称

NTTは接続事業者には、POIボックスの設置を求めているが、自らは設置していない。

※POIボックスとは、光引き込み線と宅内配線を切り分けるための光コネクタを収容するボックス

NTT

POIボックスの設置を省いている ⇒線路部分から宅内工事まで一括作業

可能

接続事業者

必ずPOIボックスの設置を求められる ⇒宅内工事及びPOIボックス設置の ための費用と時間がかかる

【 POIボックスが付いていない実例



※NTT東日本エリア内にて撮影

正常な状態(POIボックスが付いている) 】





局外スプリッタの開通申込手続きについて

NTT東西は、局外光スプリッタと主端末回線との接続において 必要な接続点情報を予め開示していない

NTT東西

予め接続点情報を知り得る立場にある

⇒開通期間の短縮とスムーズな施工が 可能



接続事業者

NTT東西への開通申込後、NTT設備 検討結果をもとに、NTT東西の指定する 接続点へ架線工事を実施

⇒開通にNTT以上の時間を要し、 効率的な施工展開が困難

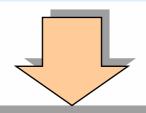
上記の非対称を解消するようNTT東西へ要求しているが、いまだ解決せず

- (1)接続するために必要な情報の開示 "スプリッタ上部の主端末回線との接続が可能なNTTのAOクロージャ位置"の開示を要求
- (2)情報開示が困難な場合は、接続事業者の提示する代替案 "接続事業者が任意で決めるPOI点での接続"を要望

光ファイバの柱上接続点(POIボックス)保守作業について

問題

NTTが柱上接続箇所の保守作業を行う場合、接続事業者の POIボックスの開閉作業は接続事業者が実施することが必要



- (1)NTTによるPOIボックスの開閉作業立会いは、接続事業者の負担
 - NTT作業への立会いが必要となること自体が負担
 - NTT/接続事業者間で立会い日程の調整が必要
- (2)災害復旧時等には緊急の保守作業が求められる
 - 相互の立会いが必要なため、緊急作業に対応不可
- ⇒ POIボックスに係る作業は、両者が相互に実施できるルールにすべき



直収電話サービスの休日のNTT工事および故障対応について

- (1) 土日には、開通工事の実施可能だが件数的には制約がある
 - →お客様の利便性向上のため、件数に制限無く、 土日開通工事が必要
- (2)夜間には、開通工事が実施できない
 - →お客様のニーズに照らして、夜間にも開通工事の実施が必要
- (3) 土日には、故障修理ができない
 - →お客様の利便性向上のため、土日も故障修理が必要

※特に、法人向けサービスには必要な事項